

岡山市以外の区域の事業所に限る

認知症対応型サービス事業管理者等養成研修の予定

1 実施予定

| 研修名 | 募集予定人員 | 実施月日・時間 | 実施場所 | 受講料 |
|---------------------------|----------------------|--|---------|--------|
| (1) 認知症対応型サービス事業開設者研修 | 20名 | 9月18日(木) 9:30～17:00(予定) | きらめきプラザ | 3,000円 |
| (2) 認知症対応型サービス事業管理者研修 | ①40名 ②50名 ③50名 | ①10月22・23日(水・木) ②11月26・27日(水・木) ③2月5・6日(木・金) 各日9:30～17:00(予定) | きらめきプラザ | 4,000円 |
| (3) 小規模多機能型サービス等計画作成担当者研修 | 40名 | 11月6・7日(木・金) 各日9:30～17:00(予定) | きらめきプラザ | 4,000円 |

- ・受講申込みの状況等により、日程、会場等の変更や中止とする場合があります。
- ・各研修は受講要件(次ページ「3 各研修の受講対象者」を参照)を満たした者を対象とします。
- ・受講希望が予定人員を上回る場合は、選考により、受講者を決定する場合があります。
- ・認知症介護実践研修(実践者研修・実践リーダー研修)については、県が指定した法人が実施します。

2 受講申込み等

| | |
|------------|---|
| 対象事業所 | 地域密着型サービス事業所 (岡山市以外の区域に限る。) |
| 受講申込み | 管轄の市町村介護保険担当課 |
| 申込み締切・提出部数 | 各市町村によって異なるため、管轄の市町村の介護保険担当課に、お問い合わせください。 |
| 受講決定状況 | 管轄の市町村を通じて通知します。 |
| 受講通知(案内) | 研修実施機関(岡山県社会福祉協議会)から詳細なスケジュール等を通知します。 |

3 各研修の受講対象者

岡山県内（岡山市を除く）の地域密着型サービス事業所の業務に従事する者を対象に次のとおり実施します。

| 研 修 名 | 受 講 要 件 | 受講時間等 | 申込書類 |
|--------------------------------------|--|--|--|
| (1) 認知症対応型 サービス事業 開設者研修 | 指定小規模多機能型居宅介護事業所、 指定認知症対応型共同生活介護事業所、 指定看護小規模多機能型居宅介護事業所を 運営する <u>法人の代表者</u> | 講義1日間、 現場体験実習 1日間及び 課題レポート の提出 | ・受講推薦書 (様式B) |
| (2) 認知症対応型 サービス事業 管理者研修 | 認知症介護実践研修における実践者研修 (旧基礎課程含む)を修了している者又は研 修開始日までに修了見込みである者のうち 次の者。 ・指定認知症対応型通所介護事業所、 指定小規模多機能型居宅介護事業所、 指定認知症対応型共同生活介護事業所、 指定看護小規模多機能型居宅介護事業所 の管理者（就任予定者含む） | 2日間 (レポート 作成含む) | ・受講推薦書 (様式A) ・実践者研修修了 証書の写し ※実践者研修が終了 見込みの方は研修開 始日までに実践者研 修の修了証書の写し を市町村を経由して 提出してください。 |
| (3) 小規模多機能型 サービス等計画 作成担当者研修 | 認知症介護実践研修における実践者研修 (旧基礎課程含む)を修了している者又は研 修開始日までに修了見込みである者のうち 次の者。 ・指定小規模多機能型居宅介護事業所、 指定看護小規模多機能型居宅介護事業所 の計画作成担当の介護支援専門員（就任 予定者含む） ※サテライト型の場合、介護支援専門員の 資格を未取得でも受講可能な場合あり。 | 2日間 (レポート 作成含む) | |

4 受講料

研修実施機関（岡山県社会福祉協議会）が資料代等の研修開催経費の一部を受講料（消費税相当額含む）として受領します。

5 研修会場

きらめきプラザ（岡山県総合福祉・ボランティア・NPO会館）

住所：岡山市北区南方2丁目13-1 TEL:086-227-2666

（駐車場が狭く受講者用駐車場はありませんので公共交通機関をご利用願います。）

6 その他留意事項

- ・当該研修を修了した者は、対象としていません。ただし、定員に余裕がある場合は、この限りではありません。
- ・原則として、早退・遅刻及び欠席した場合は修了証書の交付ができません。
- ・各研修の受講定員の枠内で受講決定をするため、希望された日程で受講できない場合があります。
- ・受講決定後の受講者変更は原則として認めません。
- ・受講決定後に受講を辞退される場合は、速やかに管轄の市町村を通じて辞退届を提出してください。